資料2

資料3

資料4

調布飛行場等対策特別委員会資料 令和4年12月21日行政経営部企画経営課

【資料1】

開催概要

【開催日時】令和4年11月17日(木) 午後3時から午後4時50分まで

【出席職員】東京都港湾局離島港湾部,三鷹市、府中市、調布市(全て部長以下)

【当日議題】議題1 大島空港の給油施設の整備について

議題2 前回の諸課題検討協議会以降の進捗状況

議題3 自家用機分散移転に向けた新たな取組について

議題4 墜落事故風化防止について

議題 5 調布飛行場運営要綱の改正について

議題6 その他

議題1 大島空港の給油施設の整備について

【令和4年10月の入札不調の状況及び今後の対応】

・令和3年12月の不調に続く不調。今回、参加した2社は入札することなく「辞退」。 (主な不調要因)

→東京都の積算標準単価との相違による価格差発生(作業員単価(交通費等含む)など) →人件費,機材運搬費,材料費の高騰により、事業者で採算性が低いと判断

(再発注に向けた東京都の対応)

→年度内の再発注及び令和6年度当初の供用開始に向け、発注方法を検討し対応予定

|※協議会終了後, 東京都が再発注に向けた工事入札情報を公表(11月24日(木))

⇒開札予定日 (R5.1.18), 工期 (契約日の翌日~R6.3.15), 施設供用開始予定 (R6 年度当初)

議題2 前回の諸課題検討協議会以降の進捗状況

【飛行ルート遵守の取組】

・飛行ルートを客観的に把握するための航跡調査を令和5年度実施予定(予算要望中)

- →マルチラテレーション方式(航空機が発する電波を捕捉し、航跡を把握する仕組み)
- →南北それぞれからの離陸時の測定を各1週間程度実施 →測定期間中は調布飛行場から離陸する全ての航空機の航跡把握が可能となる予定

【外部監査の実施】

→年1回実施(運営要綱に基づく事務執行の確認), 令和4年9月29日(木)に実施

→監査員は2人(航空関係の大学教員及び研究機関職員)

(結果の概要)

→安全運航を維持し運営要綱を遵守している。一部の書類における転記漏れの指摘あり。 ※指摘事項の再発防止のため、より厳格に最終確認を行うことを確認

議題3 自家用機分散移転に向けた新たな取組について

資料5

【「調布飛行場自家用機分散移転推進委員会」の設置】

・港湾局技監をトップとした「調布飛行場自家用機 分散移転推進委員会」を設置し、取組を推進

※令和4年10月に1回目の推進委員会を開催

(取組の現状や課題、今後の取組の方向を確認)

<参考:自家用機登録数の推移>

H4. 7. 1 (国→都へ管理引継時): 35 機 H27.7.26 (墜落事故発生時):22 機 H28.4.1 (墜落事故発生後):19機

H30.7.1 (四者協開催時) : 17 機

【移転促進に向けた取組】

・自家用機所有者からの要望に対し、移転に必要な 経費の補助を時限的に実施(令和5年度創設予定) (補助対象:本土⇔大島の交通費,各種機材の購入・輸送費等)

- ・都営大島空港以外の移転先として首都圏の他空港について再検討を実施 (令和4年度から調整)
- ・都営大島空港への移転の進捗を想定し、2棟目の格納庫整備に係る調査を実施 (令和5年度)

【その他の取組】

- ・令和4年度中に自家用機所有者との個別交渉を開始予定(上記補助制度の提案を含む)
- ・自家用機分散移転等に関する取組状況について港湾局長から地元市長への定期的な説明 を実施(年2回程度を想定し、実施時期を調整する)

議題4 墜落事故風化防止について

・毎年7月を「空の安全を守る月間(仮称)」とし各種取組を実施

資料6

- ・「安全の誓いの碑」を調布飛行場内に設置し、航空行政に携わる港湾局職員や自家用機 所有者に対して、自家用機墜落事故の風化防止を促進(令和4年度中に設置予定)
- 港湾局全職員を対象に、自家用機墜落事故の概要や安全の取組に関する悉皆研修を実施。

議題5 調布飛行場運営要綱の改正について

・調布飛行場の管理運営に係る各種手続の電子化に伴う諸規定の修正などについて、 確認・協議を行った。

議題6 その他

- 主に、調布飛行場における自家用機分散移転に向けた取組について、地元市から東京都に対して確認・要望
 - ・調布飛行場に登録のある全17機の自家用機分散移転に向けた取組は、自家用機所有者との個別交渉の進捗によるため、現時点で具体的なスケジュールを示すことは 困難であるとの説明があったことから、地元市から東京都に対して、取組の着実な進捗を図るために、計画的な対応を図ることを要望した。
 - ・新たに設置された調布飛行場自家用機分散移転推進委員会を活用し、都営大島空港における給油施設等の整備など、自家用機分散移転の実現に向けた取組を強力に推進することを 改めて確認した。
 - ・港湾局長から地元市長への定期的な説明については、地元市から東京都に対して、具体的な進捗が無い場合でも、状況や課題及び解決策を説明していただくことを要望した。